

令和8年6月2日

保護者 様

守山市立明富中学校
校長 宮下 茂久

非常変災その他緊急事態に伴う臨時休業等について（改訂のお知らせ）

平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、滋賀県教育委員会より、「非常変災時その他緊急事態における市町立学校の非常措置基準」が改訂されました。

これに伴い、台風・豪雨・地震等の非常災害時の対応につきまして、下記の通り改訂いたします。なお、改訂箇所につきましては、アンダーラインで表記しております。ご理解とご協力をお願いします。

記

- 1 守山市に『特別警報』、『危険警報』、『暴風を含む警報』が発表された場合

発表時期	措置
午前7時の時点で発表されている	臨時休業
生徒が学校にいる間に発表	終業時間の繰り上げや一斉下校など

*ただし、暴風を含まない「大雨、氾濫、土砂災害、強風、風雪、洪水、大雪、雷の注意報」が発表された場合は、臨時休業とはなりません。

- 2 『特別警報』、『危険警報』、『暴風を含む警報』が解除された後の措置基準時刻（午前7時）までに解除されても、生徒の危険が予測される場合には、始業・終業時刻の変更や臨時休業の措置をとる場合があります。

※必要に応じて「メール配信」にてお知らせします。

- 3 生徒の在校中、雷・急な豪雨等の対処が必要な場合
安全が確認されるまで、下校時刻の繰り下げ等の対応をする場合があります。

※必要に応じて「メール配信」にてお知らせします。

- 4 上記以外の場合

『特別警報』や『危険警報』、『暴風を含む警報』が発表されていない場合でも、危険な状況が考えられる場合は、市教育委員会と協議の上、「登校せず自宅待機」や「臨時休業」の判断をする場合があります。その場合は、学校からのメール配信等でお知らせしますので、その内容にしたがってください。

追記

滋賀県に「熱中症特別警戒情報」が発表された時の対応について

- ◆昨年度までと同様に、警戒すべき日の前日14時の発表を受け、翌日は原則臨時休業の措置となりますので、メール配信システムで速やかに連絡します。